

東京大学の今後の取組

科学研究行動規範委員会が、平成29年8月1日に公表した分子細胞生物学研究所（以下「分生研」という。）渡邊嘉典教授（以下「渡邊教授」という。）を責任著者とする論文5報（16図）について、捏造又は改ざんの不正行為を認定したことを踏まえ、今後、東京大学では以下の取組を実施していく。

（1）分生研の組織の見直し

分生研にとって二度目の研究不正事案であること、及び事案の重大性に鑑み、本学として責任を果たすため、高い研究倫理の精神風土を維持し健全な研究が行えるよう、総長のリーダーシップの下で当該研究所の組織を抜本的に見直す。

研究への信頼を取り戻すためには、研究成果の再現性を担保する体制づくりこそが必須であり、加えて未来ある若手研究者が自由闊達に研究を発展させる環境を構築することが極めて重要である。

見直しに当たっては、既存の組織を前提とするのではなく、研究現場の透明性を向上させ、研究成果の再現性を担保する体制づくりを行う。具体的には、研究分野のあり方を検討するとともに、研究室運営、人事選考、人材育成などの仕組を再構築する。

（2）分生研における再発防止策

①研究倫理支援体制の強化

研究倫理教育や研究不正防止を推進する部署に専門知識を有する専任のスタッフを配置し、分野特有の実験技法や情報処理等に関する助言・指導を研究者に対して行うなどにより、研究不正防止に係る支援体制の充実を図る。

②オープンラボ化

研究不正の発生原因となり得る研究室固有の偏った考え方や閉鎖性を排して、研究倫理教育や不正防止の取組をより有効にするために、研究環境のハード及びソフト面での所内オープン化を図る。これにより、研究不正防止のみならず、研究資源の有効活用と併せて研究者の交流促進による研究推進も期待される。

③論文投稿時のデータチェックと保存データのオープン化

論文投稿前の画像データに関して、スキャンシステムを活用して生データと投稿論文データとを照合するなど、研究不正行為を未然に防ぐ仕組を構築する。また、所内で一括管理されているデータについては、可能な限り公開するなど研究不正防止に資する仕組を構築する。

④研究不正防止の取組に関するモニタリング

専門分野外からの意見を幅広く取り入れて研究不正防止の取組を点検するため、外部有識者からなる委員会を設置し、研究不正防止の取組に対するモニタリングを行い、その結果を研究活動や不正防止の取組に適切に反映させる。

(3) 全学における再発防止策

①研究倫理啓発活動の継続的な実施

9月の第1週を研究倫理ウィークとして定め、研究倫理意識の醸成を図る取組を毎年実施している。今後も研究倫理ウィークをはじめとする研究倫理に関する啓発活動を継続的に実施し、学内の研究倫理意識の更なる醸成を図る。

②研究倫理に関する情報の学内共有の徹底

研究倫理に関する情報の学内共有のため、各部局の研究倫理担当者を構成員とする研究倫理担当者会議を定期的に開催している。今後も研究倫理担当者会議等を活用し、研究倫理に関する情報の学内共有を徹底する。

③分生研の再発防止の取組のフォローアップ

分生研の再発防止の取組については、その実施状況を定期的にフォローアップし、取組の効果について検証を行う。この検証に基づき、全学の研究倫理の推進の取組に反映させる。

(4) 研究不正事案に関する措置

8月1日に公表した分生研の不正行為認定に関して、その後講じた措置は、以下のとおりである。

①関係者の処分

8月1日に公表した分生研の不正行為認定を踏まえ、学内規則に則して、懲戒処分に関する調査・審議を進めている。

②論文の取下げ・訂正

科学研究行動規範委員会は、先に不正行為を認定した5報の論文について、責任著者である渡邊教授に対して、論文の取下げ・訂正を適切に行うように勧告を行った。各論文については、現在、渡邊教授ら著者と掲載誌との間で、論文の撤回・訂正の協議が行われている。

③大学院学生等に対する配慮

渡邊教授が指導していた大学院学生等（ポスドクを含む。）については、研究課題等の継続性に留意し、分野の近い本学教員の指導の下で研究に取り組めるよう配慮した。また、渡邊教授以外の分生研所属教員の指導を受ける大学院学生等についても、教育研究に関する様々な相談を受け付ける体制の整備を行っている。